

項目名	関係法令等	項
①-a 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(小水力発電の導入円滑化)	河川法	1
	河川法施行令	
①-b 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し)	建築基準法	7
	建築基準法施行令	
	煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔または高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を定める件(建設省告示)	10
	超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件(建設省告示)	12
①-c 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化)	建築基準法	14
①-d 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等)	温泉法	15
	国立公園及び国定公園内における地熱発電の開発に関する了解事項(環境庁通知)	
	自然公園地域内において工業技術院が行う「全国地熱基礎調査」等について(環境庁通知)	16
	国立・国定公園内における地熱発電について(環境庁通知)	
	自然公園法施行規則	17
	森林法	18
	森林法施行規則	19
①-e 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(小規模分散型発電設備に係る規制の緩和)	電気事業法	35
	電気事業法施行規則	37
①-f 風力発電設置に関する合理的な環境アセスの実施		
② 燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制緩和	一般高圧ガス保安規則	39
	危険物の規制に関する政令	
③-a スマートメータの普及促進に向けた制度環境整備(電力搬送線を利用した屋外通信の緩和)	電波法	43
	電波法施行規則 抄	44
③-b スマートメータの普及促進に向けた制度環境整備(電力データ選定等に係る需要家の選択肢拡大に向けた課題への対応)	電気事業法	45
④ 住宅・建築物に係る省エネ基準の見直し	エネルギーの使用の合理化に関する法律	47
	建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準	61
	住宅に係るエネルギー使用の合理化に関する設計、施行及び維持保全の指針	92

⑤-a 国産木材の利用促進 集成材の日本農林規格に係る性能規定の併用導入	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	105
	建築基準法	
⑤-b 国産木材の利用促進 (大規模木造建築物に関する構造規制の緩和)	建築基準法	106
	部分により構造を異にする建築物の棟の解釈について (国土交通省通知)	108
	幼稚園設置基準	110
	児童福祉施設最低基準	
	特別養護老人ホームの設備及び人員に関する基準	112
	指定居住サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	
	「構造改革特別地域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針	115

根拠法令

◆グリーンイノベーション①:再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し

ーa. 小水力発電の導入円滑化(河川水の取水許可の柔軟化)

●水力発電を行うには、「流水の占有」及び「工作物の新築等」の許可が必要である。

○河川法（昭和39年法律第167号）

（流水の占有の許可）

第23条 河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（工作物の新築等の許可）

第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

●発電の規模によらず、「特定水利使用」に該当する。

○河川法施行令

（都道府県知事又は指定都市の長による指定区間内の一級河川の管理）

第二条 法第九条第二項の規定により、指定区間内の一級河川について、都道府県知事が行うこととされる管理は、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 法第十二条第一項の規定により河川の台帳を調製し、これを保管すること。
- 二 河川整備基本方針を定め、又は変更すること。
- 三 水利使用で次に掲げるもの（以下「特定水利使用」という。）に関し、法第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項、第三十四条第一項及び第五十三条の二の規定による権限を行うこと。

イ 発電のためにするもの

- ロ 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル以上又は給水人口が一万人以上の水道のためにするもの
- ハ 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル以上の鉱工業用水道のためにするもの
- ニ 取水量が一秒につき最大一立方メートル以上又はかんがい面積が三百ヘクタール以上のかんがいのためにするもの

四 特定水利使用に関し、法第二十七条第一項、第三十条、第三十一条、第三十三条第三項（法第五十五条第二項、第五十七条第三項、第五十八条の四第二項及び第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）、第三十八条、第三十九条、第四十二条第二項、第四十三条第一項及び第六項、第四十四条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項及び第四項、第四十九条、第五十条第二項、第五十五条第一項、第五十七条第一項及び第二

- 項、第五十八条の四第一項、第五十八条の六第一項及び第二項、第七十五条、第七十六条、第七十七条第一項、第七十八条第一項並びに第九十条第一項の規定による権限を行うこと。
- 五 特定水利使用に関し、法第二十三条、第二十四条又は第二十六条第一項の許可を与えるため必要な特定水利使用以外の水利使用に関する法第二十三条 から第二十七条 までの許可の取消しその他の当該許可に係る法第七十五条 の規定による処分を行うこと。
- 六 法第五十二条 及び第五十三条第三項 の規定による権限を行うこと。
- 七 指定区間外の一級河川の改良工事（法第十六条の三第一項 の規定による協議に基づき市町村長が行うものを除く。）の施行に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事と一体として施行する必要があるものを施行すること。
- 2 法第九条第五項 の規定により、同項 に規定する区間について、指定都市の長が行うこととされる管理は、前項各号に掲げるもの以外のものである。
- 3 法第九条第二項 又は第五項 の規定により都道府県知事又は指定都市の長が指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合においては、法及びこの政令中一級河川の管理であつて第一項各号に掲げるもの以外のものに係る河川管理者に関する規定は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。

●河川管理に関する処分権者、認可、協議等に関する関係法令は以下の通り。特定水利利用に該当することによって、処分権者が上位になったり、大臣の同意付協議が必要となる。

○河川法（昭和 39 年法律第 167 号）

（一級河川の管理）

第 9 条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

- 2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。
- 3 国土交通大臣は、指定区間を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 4 国土交通大臣は、指定区間を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。
- 5 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する指定区間内の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、第 2 項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が行うこととすることができる。
- 6 第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の規定による区間の指定について準用する。この場合において、第 3 項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事及び当該区間の存する指定都市の長」と読み替えるものとする。
- 7 第 5 項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(二級河川の管理)

- 第 10 条 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。
- 2 二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であつて、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適当であると認めて指定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。
- 3 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の規定に基づく都道府県知事による区間の指定について準用する。この場合において、同条第 3 項中「関係都道府県知事の意見をきかなければ」とあるのは、「当該区間の存する指定都市の長の同意を得なければ」と読み替えるものとする。
- 4 第 2 項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(関係行政機関の長との協議)

- 第 35 条 国土交通大臣は、水利使用（流水の占用又は第 26 条第 1 項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）に関し、第 23 条、第 24 条若しくは第 26 条第 1 項の許可又は前条第 1 項の承認の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、その処分が政令で定める流水の占用に係るものである場合を除き、関係行政機関の長に協議しなければならない。これらの規定による許可に関し第 75 条の規定による処分をしようとするとき、又は都道府県知事が第 79 条第 2 項第 4 号の同意の申請をした場合においてその申請に対する処分をしようとするときも、同様とする。
- 2 国土交通大臣は、第 27 条第 1 項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為により著しい影響を受ける事業があるときは、当該事業を主管する行政機関の長に協議しなければならない。

(関係地方公共団体の長の意見の聴取)

- 第 36 条 国土交通大臣は、水利使用に関し、第 23 条、第 24 条若しくは第 26 条第 1 項の許可又は第 34 条第 1 項の承認の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、その処分が前条第 1 項の政令で定める流水の占用に係るものである場合を除き、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かななければならない。これらの規定による許可に関し第 75 条の規定による処分をしようとするときも、同様とする。
- 2 都道府県知事は、二級河川について、水利使用で政令で定めるものに関し、第 23 条又は第 26 条第 1 項の許可をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かななければならない。
- 3 指定都市の長は、水利使用に関し、第 9 条第 5 項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かななければならない。
- 4 指定都市の長は、二級河川について、水利使用で政令で定めるものに関し、第 23 条又は第 26 条第 1 項の許可をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事及び関係市町

村長の意見を聴かなければならない。

- 5 国土交通大臣は、第 27 条第 1 項の許可をしようとする場合において、当該許可が政令で定める行為に係るものであるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

(国土交通大臣の認可等)

第 79 条 都道府県知事は、第 9 条第 2 項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

- 2 都道府県知事は、その管理する二級河川について、第 1 号又は第 4 号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得、第 2 号又は第 3 号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。

1. 河川整備基本方針を定め、又は変更しようとする場合
2. 河川工事で政令で定めるものを行おうとする場合
3. 第 16 条の 3 第 1 項の河川工事で政令で定めるものにつき、同項の規定による協議に応じようとする場合
4. 政令で定める水利使用に関し、第 23 条、第 24 条、第 26 条第 1 項、第 29 条若しくは第 34 条第 1 項の規定による処分又はこれらの処分に係る第 75 条の処分をしようとする場合

(権限の委任)

第 98 条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(この法律の規定を準用する河川)

第 100 条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

○河川法施行令

(権限の委任)

第五十三条 法及びこの政令に規定する河川管理者である国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第九条第二項又は第五項の規定により、指定区間内の一級河川について、都道府県知事又は指定都市の長が行うこととされる管理については、この限りでない。

- 一 河川整備基本方針を定め、又は変更すること。
- 二 特定水利使用（国土交通省令で定めるものに限る。）に関する法第二十三条、第二

十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第三十四条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十条第二項、第四十二条第二項、第四十三条第一項及び第六項、第四十四条第一項、第四十七条第一項及び第四項、第五十五条第一項、第五十七条第一項及び第二項、第五十八条の四第一項、第五十八条の六第一項及び第二項、第七十五条並びに第七十六条の規定による権限

三 前号に規定する特定水利使用に関する法第三十二条第四項、第三十五条、第三十六条第一項及び第九十条第一項に規定する権限（次項各号に掲げる権限のみに係るものを除く。）

四 第二条第一項第五号に規定する権限（第二号に規定する特定水利使用に係るものに限る。）

2 前項に規定するもののほか、法に規定する河川管理者である国土交通大臣の権限のうち、前項第二号に規定する特定水利使用に関する次に掲げるものであつて、これらの権限以外の法及びこの政令に規定する河川管理者である国土交通大臣の権限に基づく処分を要する行為を伴わない行為に係るものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一 法第二十三条の規定による処分、流水の占有の場所の変更又は許可の期間の更新のみに係るもの（許可の期間の更新に係るものにあつては、当該許可に係る流水の占有を行っていない者に係るものを除く。）を行うこと。

二 法第二十四条の規定による処分、許可の期間の更新又は次号に掲げる行為のみに係るもの（許可の期間の更新に係るものにあつては、当該許可に係る流水の占有を行っていない者に係るものを除く。）を行うこと。

三 法第二十六条第一項の規定による処分、流水の占有のための工作物の新築及び貯留量の増加をもたらすダム、改築その他流水の占有のための工作物の改築で国土交通省令で定めるもの以外のもののみに係るものを行うこと。

四 法第四十七条第一項又は第四項の規定による処分、第二十三条第一号又は第二号に該当するダムに係るもの（国土交通省令で定めるものに限る。）以外のもののみに係るものを行うこと。

五 法第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項及び第二項、第五十八条の四第一項並びに第五十八条の六第一項及び第二項の規定による権限

3 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第一号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第七十八条第一項に規定する権限

二 法第七十九条第一項に規定する権限

三 法第七十九条第二項に規定する権限（同項第一号に規定する処分に係る権限にあつては国土交通省令で定める河川整備基本方針に係るものを除くものとし、同項第四号に規定する処分に係る権限にあつては第一項第二号に規定する特定水利使用に係るものを除く。）

四 第三十二条第三号の規定による権限

(国土交通大臣への協議)

第四十七条 法第七十九条第二項第四号の政令で定める水利使用は、特定水利使用とする。

(関係市町村長の意見をきかなければならない水利使用)

第二十条 法第三十六条第二項の水利使用で政令で定めるものは、特定水利使用とする。

(関係都道府県知事の意見を聴かなければならない一級河川の管理)

第二十条の二 法第三十六条第三項の一 級河川の管理で政令で定めるものは、特定水利使用以外の水利使用で次に掲げるものに関する法第二十三条又は第二十六条第一項の規定による処分とする。

- 一 取水量が一日につき最大千二百立方メートル以上又は給水人口が五千人以上の水道のためにするもの
- 二 取水量が一秒につき最大〇・三立方メートル以上又はかんがい面積が百ヘクタール以上のかんがいのためにするもの
- 三 取水量が一日につき最大千二百立方メートル以上の水利使用であつて水道又はかんがい以外のためにするもの

第二十条の三 法第三十六条第四項の水利使用で政令で定めるものは、特定水利使用とする。

(準用しない規定)

第五十六条 法第百条第一項の政令で定める規定は、法第六条第五項、第十条第二項から第四項まで、第十四条第二項、第十六条、第十六条の二、第十六条の三、第三十二条第四項、第三十五条第一項、第三十六条第二項及び第四項、第六十二条、第六十五条の二、第七十条の二、第七十九条第二項第三号及び第四号、第九十七条第二項並びに第九十九条とする。

◆グリーンイノベーション①:再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し

ーb. 風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し

●風力発電機は高さが60mを超えると超高層ビルと同等の規制が適用される。

○建築基準法（昭和25年法律第201号）

（構造耐力）

第二十条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 高さが六十メートルを超える建築物 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 高さが六十メートル以下の建築物のうち、第六条第一項第二号に掲げる建築物（高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるものに限る。）又は同項第三号に掲げる建築物（地階を除く階数が四以上である鉄骨造の建築物、高さが二十メートルを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。）次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、地震力によって建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること。

ロ 前号に定める基準に適合すること。

三 高さが六十メートル以下の建築物のうち、第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物その他その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造とした建築物で高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの（前号に掲げる建築物を除く。）次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、構造耐力上主要な部分ごとに応力度が許容応力度を超えないことを確かめることその他の政令で定める基準に従った構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること。

ロ 前二号に定める基準のいずれかに適合すること。

四 前三号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。

- ロ 前三号に定める基準のいずれかに適合すること。

(工作物への準用)

第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォータースhoot、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第三条、第六条（第三項及び第五項から第十二項までを除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項から第八項までを除く。）、第六条の三（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の三第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第八条から第十一条まで、第十二条第五項（第四号を除く。）及び第六項から第八項まで、第十三条、第十八条（第四項から第十一項まで及び第二十二項を除く。）、第二十条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第三十七条、第四十条、第三章の二（第六十八条の二十二第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第八十六条の七第一項（第二十八条の二（第八十六条の七第一項の政令で定める基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第八十六条の七第二項（第二十条に係る部分に限る。）、第八十六条の七第三項（第三十二条、第三十四条第一項及び第三十六条（昇降機に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで及び第十八条第二十二項の規定を準用する。この場合において、第二十条中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

○建築基準法施行令

(煙突及び煙突の支線)

第一百三十九条 第一百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突（以下この条において単に「煙突」という。）に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に煙突の崩落及び倒壊を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いること。
- イ 高さが十六メートルを超える煙突は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鋼造とし、支線を要しない構造とすること。
- ロ 鉄筋コンクリート造の煙突は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを五センチメートル以上とすること。
- ハ 陶管、コンクリート管その他これらに類する管で造られた煙突は、次に定めるところによること。
 - (1) 管と管とをセメントモルタルで接合すること。
 - (2) 高さが十メートル以下のものにあつては、その煙突を支えることができる支枠又

は支枠及び支線を設けて、これに緊結すること。

(3) 高さが十メートルを超えるものにあつては、その煙突を支えることができる鋼製の支枠を設けて、これに緊結すること。

ニ 組積造又は無筋コンクリート造の煙突は、その崩落を防ぐことができる鋼材の支枠を設けること。

ホ 煙突の支線の端部にあつては、鉄筋コンクリート造のくいその他腐食するおそれのない建築物若しくは工作物又は有効なさび止め若しくは防腐の措置を講じたくいに緊結すること。

二 次項において準用する規定（第七章の八の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。

三 高さが六十メートルを超える煙突にあつては、その用いる構造方法が、荷重及び外力によつて煙突の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

四 高さが六十メートル以下の煙突にあつては、その用いる構造方法が、次のイ又はロのいずれかに適合すること。

イ 国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。

ロ 前号の国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

●電気事業者が設置する架空送電線等は建築基準法の適用除外とされている。

○建築基準法施行令

(工作物の指定)

第百三十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で法第八十八条第一項の規定により政令で指定するものは、次に掲げるもの（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものを除く。）とする。

一 高さが六メートルを超える煙突（支枠及び支線がある場合においては、これらを含み、ストープの煙突を除く。）

二 高さが十五メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第二条第一項第十号に規定する電気事業者及び同項第十二号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）

三 高さが四メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの

四 高さが八メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

五 高さが二メートルを超える擁壁

●JIS材料であること又は材料試験及び耐力試験を行い材料認定を取得する必要がある。

○建築基準法（昭和25年法律第201号）

(建築材料の品質)

第三十七条 建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定

める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるもの（以下この条において「指定建築材料」という。）は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- 一 その品質が、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本工業規格又は日本農林規格に適合するもの
- 二 前号に掲げるもののほか、指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたもの

●国土交通大臣が定める構造計算の基準は告示で通知されている。

○煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を定める件（昭和12年5月31日建設省告示第1449号）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第139条第1項第四号イ（同令第140条第2項、第141条第2項、及び第143条第2項において準用する場合を含む。）及び第142条第1項第五号の規定に基づき、煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの安全性を確かめるための構造計算の基準を第1から第3までに定め、同令第139条第1項第三号（同令第140条第2項、第141条第2項及び第143条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高さが60mを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を第4に定める。

第1（抄） 建築基準法施行令（以下「令」という。）第138条第1項に規定する工作物のうち同項第一号及び第二号に掲げる煙突及び鉄筋コンクリート造の柱等（以下「煙突等」という。）の構造計算の基準は、次のとおりとする。

- 一 煙突等の風圧力に関する構造計算は、次に定めるところによること。
 - ロ 必要に応じ、風向と直角方向に作用する風圧力に対して構造耐力上安全であることを確かめること。
- 二 煙突等の地震力に関する構造計算は、次に定めるところによること。ただし、煙突等の規模又は構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力を計算して構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。
 - ロ 煙突等の地下部分は、地下部分に作用する地震力により生ずる力及び地上部分から伝えられる地震力により生ずる力に対して構造耐力上安全であることを確かめること。この場合において、地下部分に作用する地震力は、煙突等の地下部分の固定荷重と積載荷重との和に次の式に適合する水平震度を乗じて計算するものとする。

$$K > \frac{0.1}{Z} (1 - H/40) Z$$

この式において、 k 、 H 及び Z は、それぞれ次の数値を表すものとする。

K ：水平震度

H ：煙突等の地下部分の各部分の地盤面からの深さ（20を超えるときは20とする。）

（単位 m ）

Z ：令第88条第1項に規定する Z の数値

第2令第138条第1項に規定する工作物のうち同項第三号及び第四号に掲げる広告塔又は高架水槽等並びに同条第2項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーター（以下「広告塔等」という。）の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 広告塔等の構造上主要な部分の各部分に生ずる力を、次の表に掲げる式によって計算すること。

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	令第86条第2項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪地域における場合
長期に生ずる力	常時	G + P	$G + P + 0.7S$
	積雪時		$G + P + S$
短期に生ずる力	積雪時	$G + P + W$	$G + P + S$
	暴風時	$G + P + W$	$G + P + W$
			$G + P + 0.35S + W$
地震時	$G + P + K$	$G + P + 0.35S + K$	

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G：広告塔等の固定荷重によって生ずる力

P：広告塔等の積載荷重によって生ずる力

S：令第86条に規定する積雪荷重によって生ずる力

W：令第87条に規定する風圧力によって生ずる力（この場合において、「建築物の屋根の高さ」とあるのは、「広告塔等の地盤面からの高さ」と読み替えるものとする。）

K：地震力によって生ずる力

この場合において、地震力は、次の式によって計算した数値とするものとする。ただし、広告塔等の規模や構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力を計算できる場合においては、当該荷重とすることができる。

$$P = k w$$

この表において、P、K及びwはそれぞれ次の数値を表すものとする。

P：地震力（単位N）

K：水平震度（令第88条第1項に規定する%の数値に0.5以上の数値を乗じて得た数値とする。）

w：広告塔等の固定荷重と積載荷重との和（令第86条第2項ただし書の規定による多雪地域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。）（単位N）

二前号の規定により計算した構造上主要な部分の各部分に生ずる力に対し、構造耐力上安全であることを確かめること。

三 広告塔等の地下部分については第1第二号ロの基準を準用する。

第4 煙突等及び広告塔等のうち高さが60mを超えるものの構造計算の基準は、平成12年建設省告示第1461号（第二号ハ、第三号ロ及び第八号を除く。）に掲げる基準によることとする。この場合において、当該各号中「建築物」とあるのは、「工作物」と読み替えるものとする。

○超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件(昭和12年5月31日建設省告示第1461号)

建築基準法施行令(以下「令」という。)第81条の2第1項に規定する超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

- 一 建築物の各部分の固定荷重及び積載荷重その他の実況に応じた荷重及び外力(令第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における積雪荷重を含む。)により建築物の構造耐力上主要な部分に損傷を生じないことを確かめること。
 - 二 建築物に作用する積雪荷重について次に定める方法による構造計算を行うこと。この場合において、融雪装置その他積雪荷重を軽減するための措置を講じた場合には、その効果を考慮して積雪荷重を低減することができるものとする。
 - イ 令第86条に規定する方法によって建築物に作用する積雪荷重を計算すること。ただし、特別な調査又は研究により当該建築物の存する区域における50年再現期待値(年超過確率が2%に相当する値をいう。)を求めた場合においては、当該値とすることができる。
 - ロ イの規定によって計算した積雪荷重によって、建築物の構造耐力上主要な部分に損傷を生じないことを確かめること。
 - ハ イの規定によって計算した積雪荷重の1.4倍に相当する積雪荷重によって、建築物が倒壊、崩壊等しないことを確かめること。
 - 三 建築物に作用する風圧力について次に定める方法による構造計算を行うこと。この場合において、水平面内の風向と直交する方向及びねじれ方向の建築物の振動並びに屋根面においては鉛直方向の振動を適切に考慮すること。
 - イ 地上10mにおける平均風速が令第87条第2項の規定に従って地表面粗度区分を考慮して求めた数値以上である暴風によって、建築物の構造耐力上主要な部分(建築物の運動エネルギーを吸収するために設けられた部材であって、疲労、履歴及び減衰に関する特性が明らかであり、ロに規定する暴風及び第四号ハに規定する地震動に対して所定の性能を発揮することが確かめられたもの(以下「制振部材」という。)を除く。)に損傷を生じないことを確かめること。
 - ロ 地上10mにおける平均風速がイに規定する風速の1.25倍に相当する暴風によって、建築物が倒壊、崩壊等しないことを確かめること。
 - 四 建築物に作用する地震力について次に定める方法による構造計算を行うこと。この場合において、建築物の規模及び携帯に応じた上下方向の地震動、当該地震動に直交する方向の水平動、地震動の位相差及び鉛直方向の荷重に対する水平方向の変形の影響等を適切に考慮すること。
 - イ 建築物に水平方向に作用する地震動は、次に定めるところによること。ただし、敷地の周辺における断層、震源からの距離その他地震動に対する影響及び建築物への効果を適切に考慮して定める場合においては、この限りでない。
- (1) 解放工学的基盤(表層地盤による影響を受けないものとした工学的基盤(地下深所において十分な層厚と剛性を有し、せん断波速度が約400m/秒以上の地盤をいう。))における加速度応答スペクトル(地震時に建築物に生ずる加速度の周期ごとの特性を表す曲線をいい、減衰定数5%に対するものとする。)を次の表に定める数値に適合するものとし、表層

地盤による増幅を適切に考慮すること。

周 期 (秒)	加速度応答スペクトル (単位 m/sec^2)	
	稀に発生する地震動	極めて稀に発生する地震動
$T < 0.16$	$(0.64 + 6T) Z$	稀に発生する地震動に対する加速度応答スペクトルの 5 倍の数値とする
$0.16 \leq T < 0.64$	$1.6Z$	
$0.64 \leq T$	$(1.024/T) Z$	
この表において、 T 及び Z は、それぞれ建築物の周期 (単位 秒) 及び令第 88 条第 1 項に規定する Z の数値を表す。		

- (2) 開始から終了までの継続時間を 60 秒以上とすること。
- (3) 適切な時間の間隔で地震動の数値 (加速度、速度若しくは変位又はこれらの組み合わせ) が明らかにされていること。
- (4) 建築物が地震動に対して構造耐力上安全であることを検証するために必要な個数以上であること。
 - ロ イに規定する稀に発生する地震動によって建築物の構造耐力上主要な部分が損傷しないことを、運動方程式に基づき確かめること。ただし、制振部材にあっては、この限りでない。
 - ハ イに規定する極めて稀に発生する地震動によって建築物が倒壊、崩壊等しないことを、運動方程式に基づき確かめること。
- 五 第二号から第四号までに規定する構造計算を行うにあたり、第一号に規定する荷重及び外力を適切に考慮すること。
- 六 第一号に規定する実況に応じた荷重及び外力に対して、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によって建築物の使用上の支障が起こらないことを確かめること。
- 七 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

◆グリーンイノベーション①:再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し

ーc. 大規模太陽光発電設備に係る建築基準法の見直し

●一定の要件を満たす建築物は建築確認申請が必要である。

○建築基準法（昭和25年法律第201号）

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、視覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- 一 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
- 二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
- 三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの
- 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

◆グリーンイノベーション①:再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し

ーd. 自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化

- 温泉をゆう出させる目的での掘削は、都道府県知事の許可が必要だが、許可しない条件である「温泉への影響」が具体的に定められていない。

○温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）

（土地の掘削の許可）

第 3 条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者でなければならない。
- 3 都道府県知事は、温泉を工業用に利用する目的で第 1 項の申請をした者に対して同項の許可をしようとするときは、あらかじめ経済産業局長に協議しなければならない。

（許可の基準）

第 4 条 都道府県知事は、前条第 1 項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

1. 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
 2. 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。
 3. 前 2 号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。
 4. 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者であるとき。
 5. 申請者が第 9 条第 1 項（第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）の規定により前条第 1 項の許可を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者であるとき。
 6. 申請者が法人である場合において、その役員が第 2 号のいずれかに該当する者であるとき。
- 2 都道府県知事は、前条第 1 項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。
 - 3 前条第 1 項の許可には、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

- 自然公園における地熱発電の開発は原則認められていない。

○国立公園及び国定公園内における地熱発電の開発に関する了解事項

（昭和 47 年 3 月 14 日 環自企第 232 号・47 公局第 240 号 環境庁自然保護・通商産業省公益事業局長通知）

国立公園および国定公園内における地熱発電の開発について次の通り了解する。

記

- (1) 地熱発電については、当面実施箇所を大沼（後生掛）、松川、鬼首、八丁原、大岳および滝の上（葛根田）の六地点とし、実施に当たっては、自然の保護と調整のはかり得る安定した新技術の開発に努めるよう指導するものとする。
- (2) したがって当分の間、国立公園および国定公園内の景観および風致維持状支障があると認められる地域においては新規の調査工事および開発を推進しないものとする。

○ 自然公園地域内において工業技術院が行う「全国地熱基礎調査」等について

（昭和 49 年 9 月 17 日 環自企第 469 号 各都道府県主管部長宛 環境庁自然保護局企画調整課長通知）

国立公園および国定公園内における地熱発電の開発に関しては、従来より別添写「国立公園および国定公園内における地熱発電の開発に関する了解事項」に基づき取扱ってきたところである。

今般地熱資源開発の一環として工業技術院等が「全国地熱基礎調査」等を行うこととなったが、これらの取り扱いについて別紙のとおり定めたので遺憾のないようにされたい。

[別紙] 自然公園地域内において工業技術院が行う「全国地熱基礎調査」等の取り扱いについて

1. 全国地熱基礎調査概要について

調査事項

- (1) 自然放熱量調査
- (2) 地質変質帯調査
- (3) 地下構造調査（地質、地化学調査及び物理探査）

調査地域

～略～

調査の内容

(1) 自然放熱量調査

ア 1 m 深度地温測定

地中に 1 m 長の鉄棒を挿入し、穴をあけ、計器を入れて地下 1 m の地温の測定を行う。この作業は約 30 分で現状復帰作業までを完了する。

イ 10m 深度地温測定

通常さく孔機を使用する。ヤグラのような工作物の設置はない。10m のさく孔を行って計器を入れて地下 10m の地温の測定を行う。この作業は約 1 日をもって現状復帰作業までを完了する。

ウ 1 地域における測定点は、1 m 深については約 100 点、10m 深については 10 点程度である。

エ 調査地域の一部が自然公園地域内にかかるが、特別保護地区については、調査を行わない。

(2) 地質変質帯調査及び(3) 地下構造調査は、地表踏査によるもので、土地形状変更等の行為は伴わない。

○ 国立・国定公園内における地熱発電について

（平成 6 年 2 月 3 日 環自計第 24 号・環自国第 81 号 各都道府県自然公園担当部局長

環境庁自然保護局計画課長・国立公園課長通知)

国立・国定公園内における地熱発電の取扱いについては、昭和49年9月17日付け環自企469号企画調整課長通知に基づいて取り扱われているところであるが、今般霧島屋久国立公園内に設置が予定されている大霧発電所が電源開発調整審議会に付議されるに妻子、国立・国定公園普通地域内での地熱発電の取扱いについて整理したので、今後下記に留意して地熱発電との調整に当たられたい。

なお、国立公園内の開発と調査に当たっては国立公園管理事務所と、国定公園内の開発の調整に当たっては計画課と、十分な連絡調整を図られたい。

記

- 1 昭和49年通知別添写記(1)において、地熱発電は国立・国定公園内に当面実施箇所を6地点としているが、普通地域内での地熱発電については、風景の保護上の支障の有無について個別に検討し、その都度開発の可否の判断を行うものとする。
- 2 国立・国定公園の普通地域内における地熱開発(開発を目的とした調査工事を含む。)を行おうとする場合には、事業者は、都道府県等と緊密な連絡を図ることが通商産業省資源エネルギー庁との間で確認されたところであるので、調査井掘削段階から将来的な発電計画まで含めた全体計画について事業者(調査実施者を含む。)と調整を行うこと。

●自然公園における風力発電の設置が「行えない条件」が明確に定まっていない。

○自然公園法施行規則

(特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準)

第十一条 法第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号に掲げる行為(仮設の建築物(土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備(当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。第二十条第一号イ(2)において同じ。)を含む。以下同じ。)の新築、改築又は増築に限る。)に係る法第十三条第四項、第十四条第四項及び第二十四条第四項の環境省令で定める基準(以下この条において「許可基準」という。)は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築(以下「既存建築物の改築等」という。)であつて、第一号、第五号及び第六号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

- 一 設置期間が三年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。
- 二 次に掲げる地域(以下「特別保護地区等」という。)内において行われるものでないこと。
 - イ 特別保護地区、第一種特別地域又は海中公園地区
 - ロ 第二種特別地域又は第三種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次に掲げる

地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和二十五年法律第二十四号）第九條第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第十條第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定（以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。）がされていること又は學術調査の結果等により、特別保護地区又は第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。）であるもの

- (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、濕原等植生の復元が困難な地域
- (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
- (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域
- (4) 優れた天然林又は學術的価値を有する人工林の地域

三 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。

四 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。

五 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

六 当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

●公益性の高い事業として一般電気事業が該当するが、風力発電事業は非該当のため、許可が必要。

○森林法（昭和26年法律第249号）

（開発行為の許可）

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
- 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
- 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれ少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
- 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
- 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為に